

4 視覚障害者誘導用ブロック

基本的考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が歩道を安全に通行するために欠かせない情報源であるため、分かりやすく覚えやすいように敷設する必要がある。

なお、設置方法の詳細については「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」を準用することとする。

整備基準 視覚障害者誘導用ブロック

解説図

- (1) 視覚障害者の歩行が多い歩道等の区間には、視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。
- (2) 視覚障害者誘導用ブロックの材料としては、耐久性及び耐摩耗性に優れたものを用いること。
- (3) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合においては、周囲の部材と対比することができる色調及び明度のものとする。

→図 4-1
線状・点状ブロック
→図 4-2～図 4-9
視覚障害者誘導用
ブロックの敷設

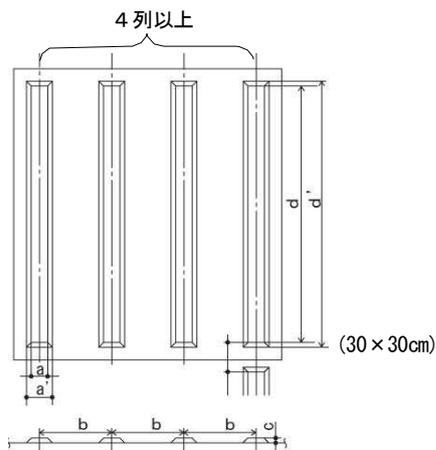
整備基準の解説

■ 図 4-1 線状・点状ブロック

- ・敷設する際には、誘導を促す線状ブロックと注意喚起用の点状ブロックを使い分け、視覚障害者にわかりやすい適切な誘導を行う。
- ・材質は、はがれやすい樹脂製は避け、耐久性や耐摩耗性に優れたコンクリートブロック製等を用いる。

● 線状ブロック

線状ブロックは、誘導対象施設の方向を案内するため、歩行者動線方向と線状突起方向を平行に敷設する。

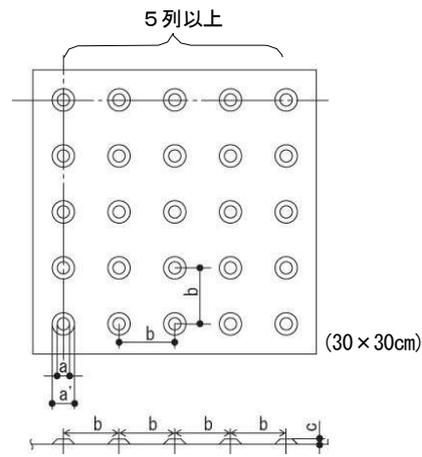


単位：mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5
a'	a+10	0
b	75	
c	5	+1
d	270 以上	
d'	d + 10	

● 点状ブロック

点状ブロックは、危険箇所及び曲がり角など注意を喚起する位置や、誘導対象施設等の位置を案内するように敷設する。



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5
a'	a+10	0
b	55~60	
c	5	+1
d	5	+1
		0

■ 視覚障害者誘導用ブロック設置の考え方

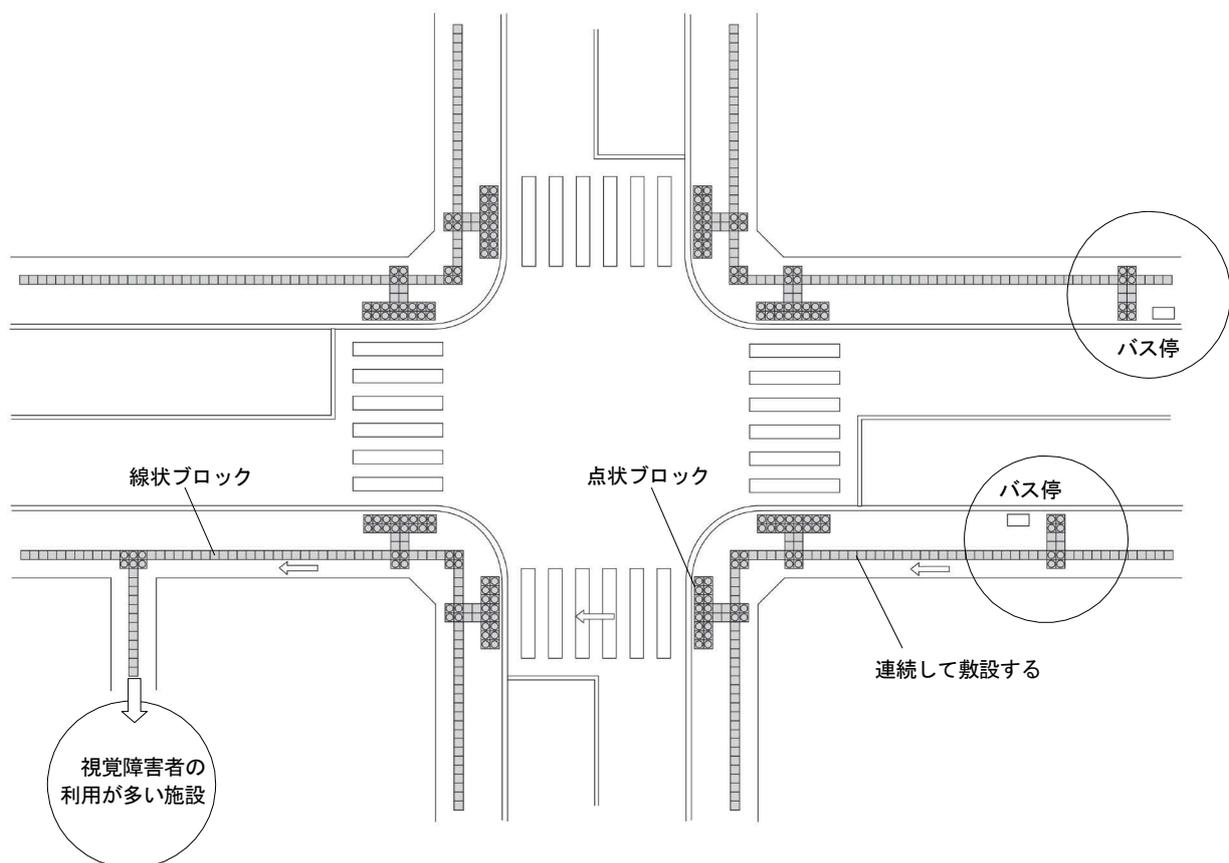
● 警告・方向指示のために部分的に設置する場合

- ・ 視覚障害者が歩道と車道の境界を確実に認識できるように、横断歩道接続部、支道との交差点、中央分離帯上の滞留スペース等、車両等と混合交通になる箇所の直前に敷設する。
- ・ 立体横断施設の昇降口、地下道の出入口、その他公共施設の出入口等へ誘導する場合や、そこへ誘導するまでの危険（横断歩道橋やエレベーター等との接触）を回避させる場合に敷設する。

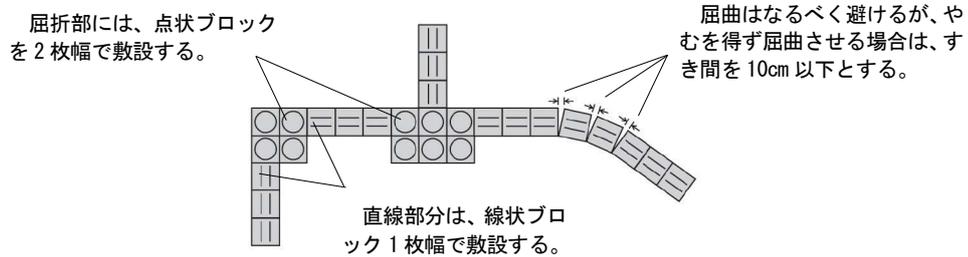
● 誘導のために連続的に設置する場合

- ・ 視覚障害者がよく利用する施設間や、施設と駅またはバス停留所などの交通結節点を結ぶ経路上には、連続的に敷設する。
- ・ 視覚障害者の歩行動線を考慮して、最短距離で目的地に誘導するため、連続的かつ極力直線的に敷設する。ただし、複数の経路が多数存在すると、分岐部が多く発生し誘導性が損なわれるため、できるだけ一つの経路とすることが望ましい。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用する。

■ 図 4-2 計画的な設置



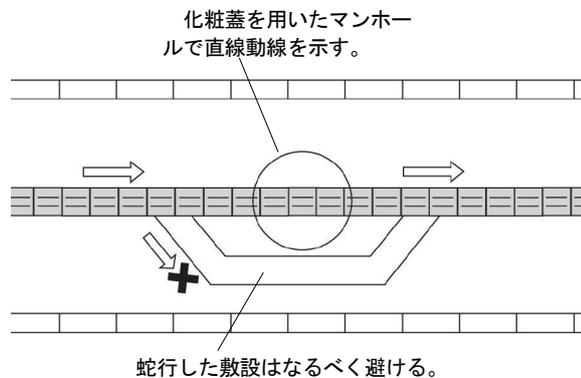
■ 図 4-3 屈折・屈曲部の設置方法



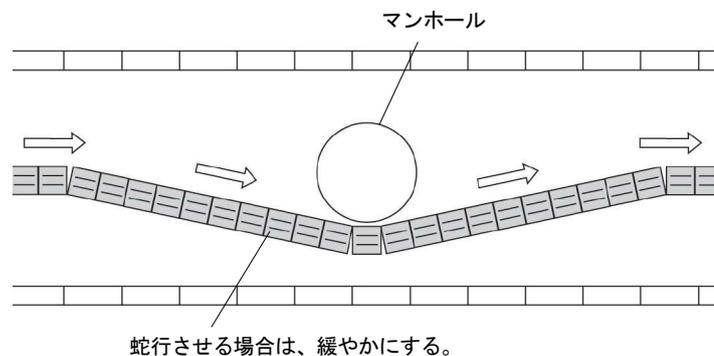
■ 図 4-4 マンホール部分での設置方法

- ・マンホール等の障害物を避けるために視覚障害者誘導用ブロックを蛇行させると、視覚障害者の方向感覚が失われるため、歩道の設計段階からマンホールの蓋や消化栓等の位置を計画し、直線動線を確保するよう努める。
- ・マンホールの蓋や消化栓等の障害物がある部分に視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合には、化粧蓋を用いたマンホールで直線動線を確保し、視覚障害者誘導用ブロックの欠落がないようにする。
 - ・やむを得ず蛇行させる場合は、なるべく緩やかに蛇行させ、視覚障害者の方向感覚が失われないよう配慮する。

a) 化粧蓋を用いる場合

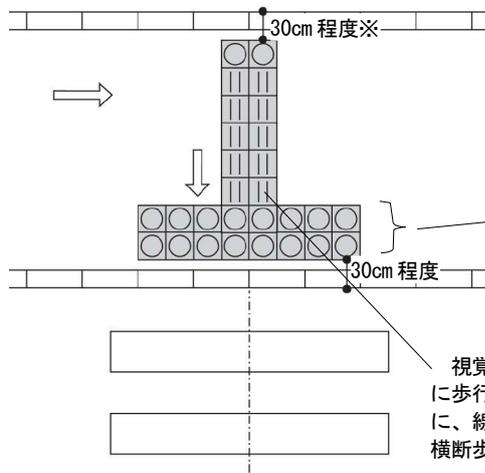


b) やむを得ず蛇行させる場合

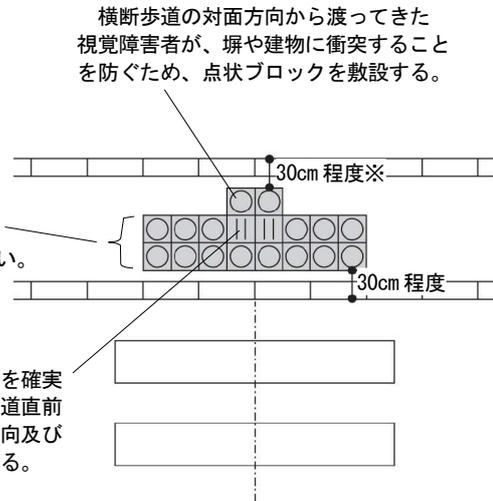


■ 図 4-5 横断歩道口の設置方法

● 歩道幅員が広い場合



● 歩道幅員が狭い場合

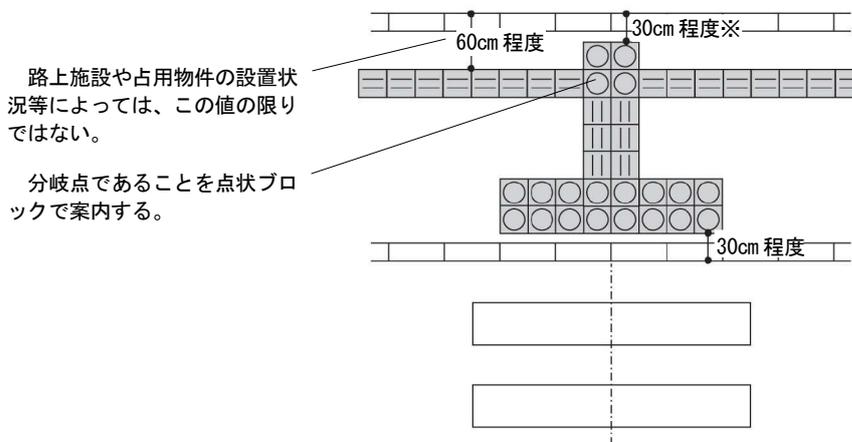


点状ブロックは、
3枚以上敷設しない。

視覚障害者が横断歩道上を確実に歩行できるように横断歩道直前に、線状ブロックで歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する。

※官民境界からブロックまでの距離が30cm以上であると、官民境界にある塀や建物等に沿って歩いてくる視覚障害者が、視覚障害者誘導用ブロックを踏み逃すおそれがあるため30cm以上としないこと。

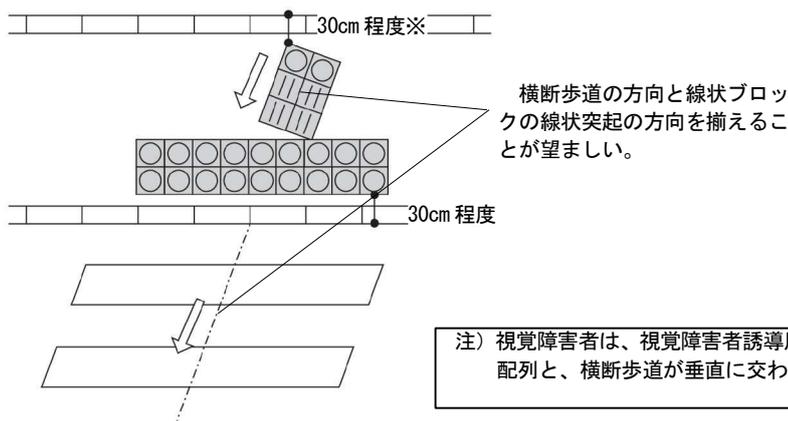
● 継続的直線歩行を案内している場合



路上施設や占用物件の設置状況等によっては、この値の限りではない。

分岐点であることを点状ブロックで案内する。

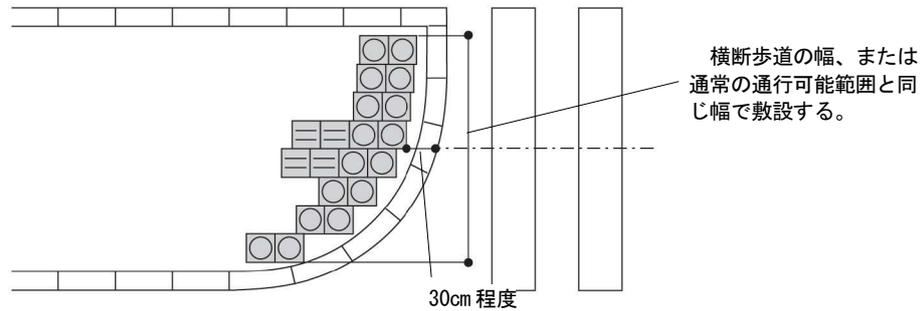
● やむを得ず横断歩道が斜めの場合



注) 視覚障害者は、視覚障害者誘導用ブロック及び縁石の配列と、横断歩道が垂直に交わるという認識がある。

■ 図 4-6 歩道巻込部の設置方法

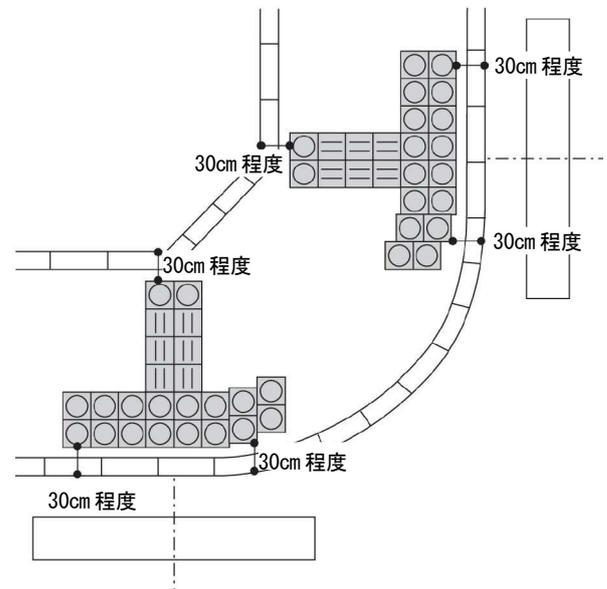
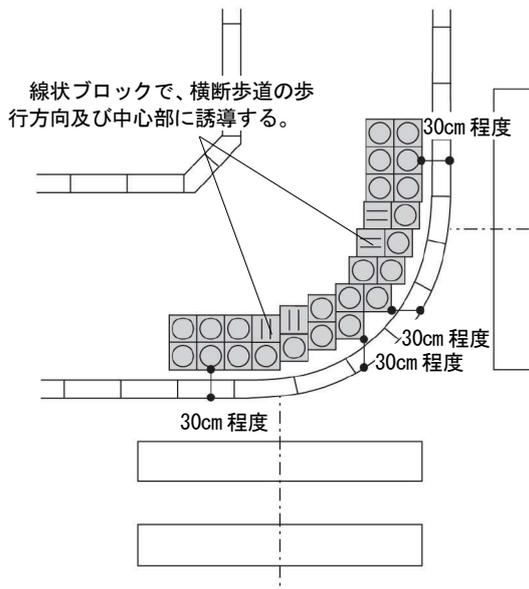
- 進行する1方向のみに横断が生じる場合



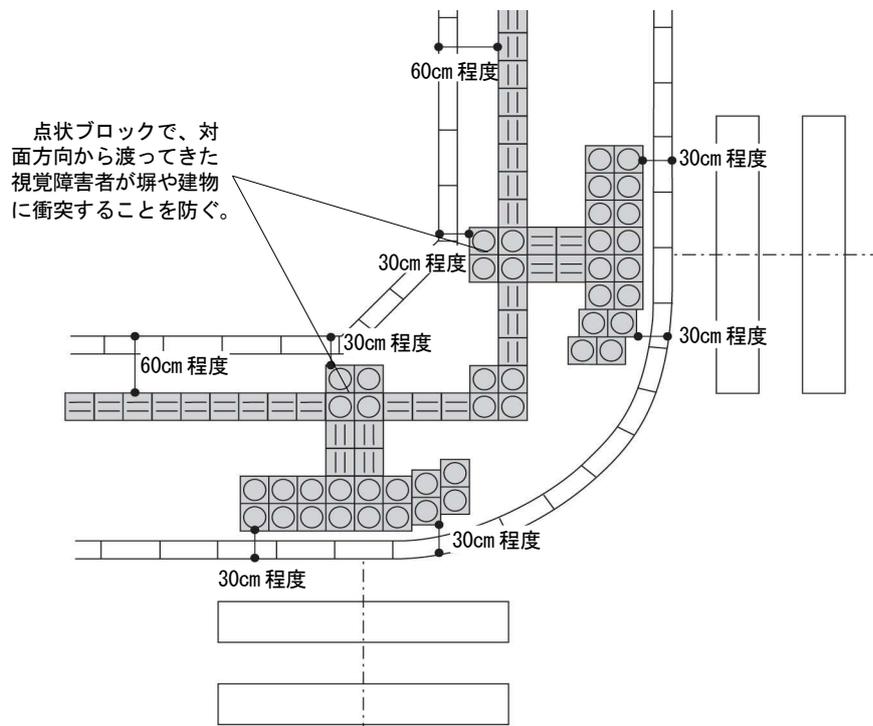
- 2方向に横断が生じる場合

a) 歩道幅員が狭く横断歩道が近接している場合

b) 歩道幅員が広い場合

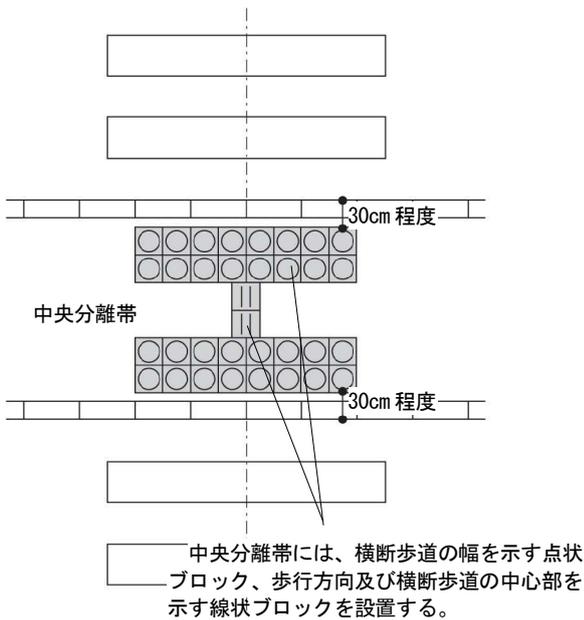


c) 歩道幅員が広く、かつ継続的直線歩行を案内している場合

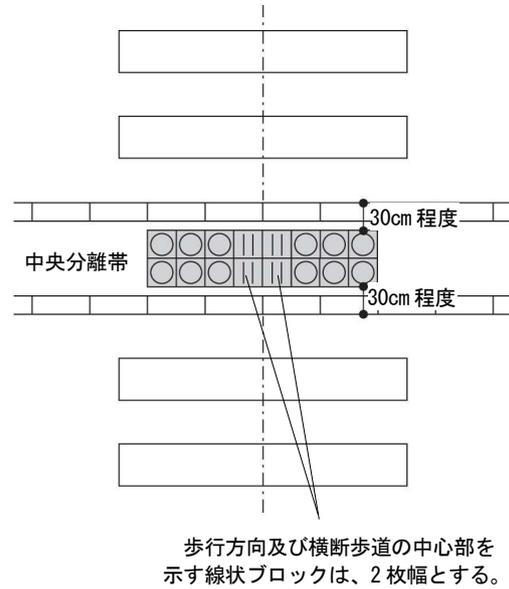


■ 図 4-7 中央分離帯の設置方法

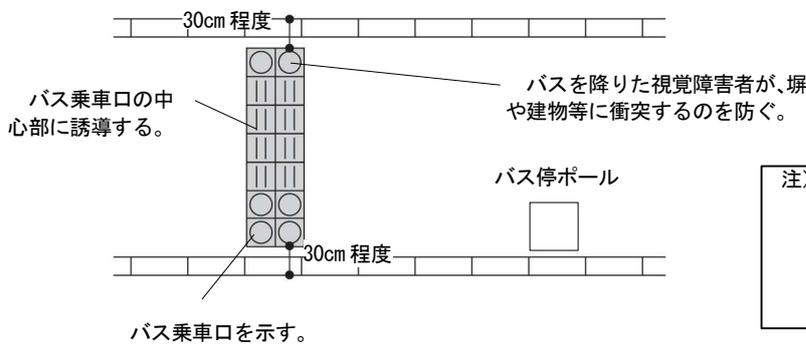
● 広い中央分離帯の場合



● 狭い中央分離帯の場合



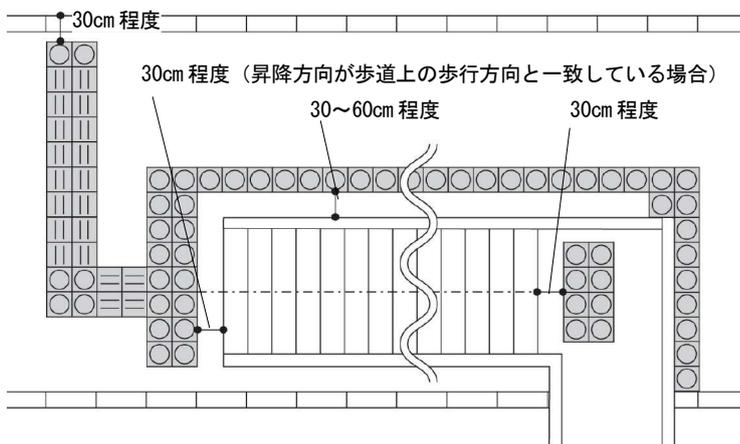
■ 図 4-8 バス停部における設置方法



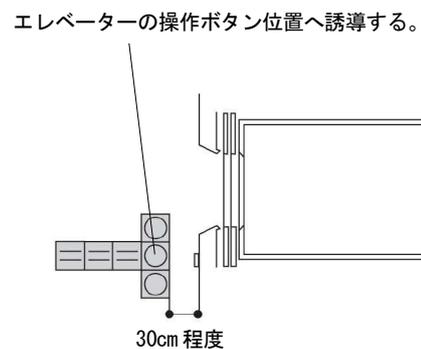
注) バスには、前乗り、中乗り、後ろ乗りと様々な乗車タイプがあり、地域により異なる。視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、バスの乗車タイプに十分配慮する。(左図は、中乗りタイプ)

■ 図 4-9 立体横断施設の横断部分での設置方法

● 横断歩道橋の昇降口の設置方法



● エレベーター部分での設置方法



コラム 誘導用ブロックの色彩と景観

視覚障害者誘導用ブロックの色は、一般的なアスファルト舗装との対比効果が発揮でき、視覚障害者（弱視）の適切な誘導を図ることができることから、黄色を基本としているが、黄色いブロックを適用すると景観が損なわれるような歴史的景観地区や、周辺景観との調和を重視する地区においては、敷設面との輝度比や明度差が確保できる黄色以外の色も選択できるものとする。また、近年は、色彩に配慮した舗装を施したアスファルト以外のタイルやブロック舗装も多く色彩も多様なため、敷設面と視覚障害者誘導用ブロックの輝度比や明度差が確保できるように努める。この場合の目安として、晴天時の輝度比2.0程度を確保する。

【参考】輝度と輝度比

■輝度 (cd/m²) ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量を比視感度

（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。

■輝度比

$$\text{輝度比} = \frac{\text{視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/m}^2\text{)}}{\text{舗装路面の輝度 (cd/m}^2\text{)}}$$

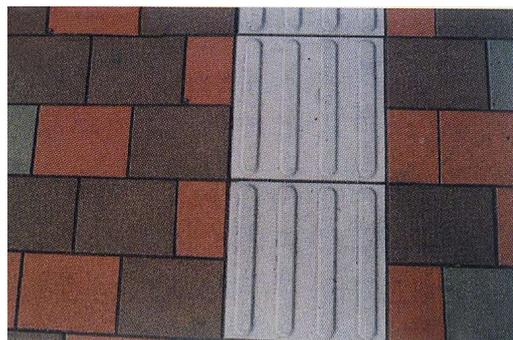
（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆に算出する場合もある。）

【輝度比 2.8】



・最も一般的なタイプであり、認識しやすい。

【輝度比 2.3】



・黄色のブロックは使用していないが、輝度比も大きく認識しやすい。

【輝度比 2.1】



・輝度比は大きいと同系色でまとめているため、景観的にも不自然でなく認識しやすい。

【輝度比 1.3】



・舗装面と同系色のブロックを使用しており、調和はとれるが認識しづらい。

整備事例

●直線の誘導を確保



- ・設計段階からマンホールの蓋や消化栓等の位置を計画することにより、直線動線を確保している。

●化粧蓋による欠落防止



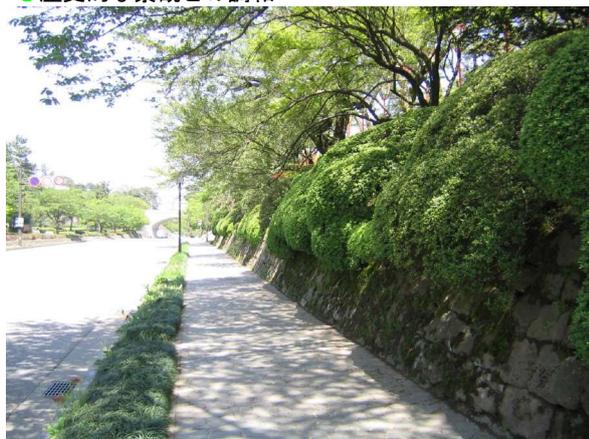
- ・マンホール等に化粧蓋を用いて、視覚障害者誘導用ブロックの欠落がないように工夫している。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは黄色色ではないが、輝度比を満足しており、景観にも配慮している。

●輝度比の確保



- ・周辺舗装の白系に対し、視覚障害者誘導用ブロックは、明度の低いグレー系を採用し、輝度比を確保している。
- ・周辺舗装材は10cm角であるが、ブロックは30cm角を使用しているため、識別しやすい。

●歴史的な景観との調和



- ・歴史的景観を重視する地区のため、視覚障害者誘導用ブロックは周辺舗装材と同色を採用しているが、石垣や緑地の確保によって、目の見えにくい人が空間把握しやすいように工夫している。

施工、管理、人的対応の留意事項

- ・歩道新設の際、マンホール蓋等がブロックにかからないよう関係者と事前調整を行う。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの不陸や不等沈下が生じないように十分に突き固め、転圧を行う。
- ・視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工せず、正方形のまま設置する。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの接着目地には、舗装材との整合性や接着性のよいものを用い、舗装材との間やブロック間を十分に結合させる。
- ・定期的に点検を行い、視覚障害者誘導用ブロックの突起の破損、すり減り、不陸、不等沈下等の異常を認めた場合には、速やかに補修を行う。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、視覚障害者誘導用ブロックをよりどころとして歩くことで不安が軽減される人もいるため、視覚障害者誘導用ブロックの敷設は、知的、発達、精神に障害のある人の誘導にとっても有効である。
- ・また視覚障害者誘導用ブロックに限らず、手すりの設置や床面の仕上げ、色彩の工夫など歩行のより所や注意喚起として有効な整備が求められる。

